

令和元年 7 月 12 日

関 係 各 位

不祥事件発生のお詫び

この度、誠に遺憾ではございますが、当協会におきまして事務局元職員（事務長）〔平成 25 年 7 月～平成 30 年 6 月在職・同年 6 月 30 日定年退職〕による不祥事件が発覚いたしました。

関係各位の方々にご心配とご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当協会事務局元職員（事務長）が、平成 26 年度から平成 29 年度までの間、不適切な経理処理により不正行為（着服）を重ね、800,460 円の被害を当協会に与えた事実が明らかとなりました。

具体的には、会員の会費に係るもの 3 件（153,000 円）、会議等の出席旅費に係るもの 9 件（548,060 円）、消耗品費等に係るもの 3 件（101,400 円）でした。

本件につきましては、後任の経理担当者（事務長）が平成 30 年 7 月に就任以降、業務遂行の過程で収入金及び支出金に関する不明瞭な取り扱いを発見したことから、平成 31 年 3 月上旬まで内部調査を行い、さらに、同年 3 月 25 日以降、弁護士、公認会計士、大学教授で構成する経理調査特別委員会による調査を行った結果、上記事実を確認いたしました。

2. 被害への対応

被害額の弁済につきましては、当該元職員本人から早期に全額を一括返還する旨の確約があり、6 月 19 日に全額返還がありました。

なお、5 月 16 日開催の理事会においては、本件による協会の信用失墜と将来にわたる有形無形の損害は懸念されるが、被害額の全額返済の確約があったこと、同人が十分反省している姿勢が認められること、本件の告訴に伴う処理費用等を考慮し、告訴は行わないことが相応であると判断いたしました。

3. 関係者の処分

当該元職員については、既に定年により退職していることから、就業規則等に基づく懲戒解雇処分にはできませんが、事の重大性に鑑み、本人に強く反省を求めます。

また、本協会役員についても、管理・監督責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行います。

4. 今後の再発防止策等

今後、このような事態を再び起こさないよう、外部有識者からなる経理調査特別委員会により、8項目の管理体制上の問題点を指摘され、3項目・11改善策の提言がございました。このことを十分認識し、再発防止策を策定するとともに、公益法人としての信頼回復に向け、内部管理体制の整備を図り、全員が一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

当協会は、昭和39（1964）年の発足以降今日まで、会員をはじめ多く皆様のご支援により、大学における保健管理の充実、公衆衛生の向上並びに学術研究の発展に寄与してまいりました。

今回の事を重く受け止め、公益法人としての役割と責任について再認識し、今後ともさまざまな事業に取り組んでいく所存ですので、引き続きご支援・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。